

パブリックコメント結果の概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、広く国民からの意見を募集するため、平成 29 年 3 月 7 日（火）から 4 月 5 日（水）までの間、パブリックコメントを実施した。

意見提出のあった個人・団体数は 29 件であり、寄せられた意見を項目別に整理したところ、46 件あった。その内訳は以下のとおりである。

1. 意見提出件数の内訳

	メール	F A X	郵 送	合 計
個 人	2 0	6	3	2 9
団 体	0	0	0	0
計	2 0	6	3	2 9

2. 項目別の主な意見とのべ意見数

提出された意見のうち、代表的な意見の概要は次のとおりである。

全体のべ意見数：46 件

(1) 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の見直し

① ヤマドリ雌、キジ雌

意見なし。

② ヒヨドリ

意見なし。

③ ツキノワグマ（九州地方のツキノワグマの捕獲等の禁止を含む）【件数：31 件】

○ ヒグマ及びツキノワグマは絶滅が危惧されているので、全国での捕獲等を禁止すべき。（29 件）

○ 今後、万一、九州地方でクマが発見された際に狩猟可能となることを防ぐため、今後も九州地方における捕獲等の禁止措置を継続すべき。（2 件）

④ シマリス

意見なし。

- ⑤チョウセンイタチ
意見なし。

(2) 対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し

①ニホンジカ【件数：1件】

- 欲にまかせた突出した捕獲が恒常化するため、1日当たりの捕獲頭数制限の解除はすべきでない。

(3) 対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼす猟法の見直し

①弓矢【件数：2件】

- くくりわな・はこわなのとめさしに限り弓矢等が使用できるようにしてほしい。(1件)
- 銃が使用できない地域でわな以外の猟法の必要性が生じており、一定の条件下でクロスボウが使用できる仕組みが望まれる。矢の先端部にブレードが装着されたものなら半矢の可能性は低くなるのでは。(1件)

(4) 狩猟鳥獣の見直し

①チョウセンイタチ【件数：1件】

- 鳥獣判別能力をさほど持ち合わせない狩猟者もいるため、チョウセンイタチを雌雄ともに狩猟鳥獣とすべきでない。

(5) その他【件数：10件】

- 特定外来生物である外来鳥獣(キョン、ハリネズミ類、チメドリ類)や日本に近縁種がない外来鳥獣(オウム類)は狩猟鳥獣としては。(1件)
- 特定外来生物であるキョンを狩猟鳥獣としては。(2件)
- 狩猟鳥獣のうち、漁業、農業被害を多く与える種ではない鳥獣は外すべきでは。(1件)
- ヤマシギをレッドデータブック等に指定している都道府県は多いため、ヤマシギを狩猟鳥獣から外すべきでは。(1件)
- オオバンが増えているが、害性はないことから有害鳥獣捕獲はできないので、オオバンを狩猟鳥獣にすることで、狩猟による捕獲圧をかけてはどうか。(1件)
- 非狩猟鳥との誤認が危惧される狩猟鳥(コガモ、タシギ、ヤマシギ等)は狩猟鳥獣の指定の解除を検討してはどうか。(2件)
- 非狩猟鳥との誤認捕獲が生じていることを踏まえ、害性のある鳥類以外は狩猟鳥からはずすべきではないか。(2件)

(別紙) 意見の概要と意見に対する考え方について

意見 NO.	対応する案件	意見の概要	件数	頂いた意見に対する考え方
1	捕獲等の禁止 (ツキノワグマ)	ヒグマ及びツキノワグマは絶滅が危惧されているので、全国での捕獲等を禁止すべき。	29	環境省では、有識者を交えた検討会において、絶滅のおそれのある地域個体群と評価された地域個体群について、捕獲の禁止措置を実施しており、全国で絶滅のおそれがある状況と考えていません。 それ以外の地域個体群については、必要に応じ、都道府県により捕獲禁止措置の実施が可能であり、実施の是非については都道府県により判断されます。
2	捕獲等の禁止 (ツキノワグマ)	今後、万一、九州地方でクマが発見された際に狩猟可能となることを防ぐため、今後も九州地方における捕獲等の禁止措置を継続すべき。	2	環境省では、有識者を交えた検討会において、九州におけるツキノワグマは絶滅したと評価しており、九州でツキノワグマが発見されることは想定していません。

意見 NO.	対応する案件	意見の概要	件数	回答
3	捕獲等の制限 (ニホンジカ)	欲にまかせた突出した捕獲が恒常化するため、1日当たりの捕獲頭数制限の解除はすべきでない。	1	<p>対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限については、（法第12条第1項で）「国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合に」実施することとされており、「欲にまかせた突出した捕獲が恒常化する」ことは捕獲制限の理由になり得ません。</p> <p>捕獲頭数制限をしていない狩猟鳥獣も多く存在し、鳥獣保護管理法上、全ての狩猟鳥獣について捕獲頭数制限を行うこととはされていません。</p> <p>なお、制限の解除後は、都道府県等を通じて捕獲の状況を把握し、得られた情報は有識者と共有・評価することを通し、解除後の悪影響がないか、把握する予定です。</p>
4	猟法の禁止（弓矢）	くくりわな・はこわなのとめさしに限り弓矢等が使用できるようにしてほしい。	2	<p>例えば完全に当該獣の動きをとめた場合等、捕獲が完了した獣については鳥獣保護管理法の範疇外です。ただし、銃刀法等の他法令については個別に確認が必要です。</p> <p>一方で、例えばくくりわなに獣の脚部がひっかかっているものの、くくりわなの根付けを起点に自由に動き回れる状況等であれば、捕獲が完了していない状況であり、確実に止めさしができない可能性もあることから、弓矢等を用いることはできません。</p> <p>なお、有害捕獲等においては捕獲許可申請時にとめさしの方法として弓矢等を申請書に記載し、許可がおりれば、使用することは可能です。</p> <p>ただし、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によることが求められます。</p>

5	<p>猟法の禁止（弓矢）</p>	<p>銃が使用できない地域でわな以外の猟法の必要性が生じており、一定の条件下でクロスボウが使用できる仕組みが望まれる。矢の先端部にブレードが装着されたものなら半矢の可能性は低くなるのでは。</p>	1	<p>害性のある鳥獣等を捕獲しようとする際は、有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可申請を行い、許可を得た上で捕獲を行うのが適当であり、許可申請時にとめさしの方法として弓矢等を使用する旨を申請書に記載し、許可がおりれば、クロスボウを使用することは可能です。申請書の審査時においては、実施体制や捕獲の場所等の捕獲計画を総合的に審査し、使用しても支障がない場合に許可されることから、現状において十分に条件が課されていると考えています。</p>
6	<p>狩猟鳥獣の見直し（チョウセンイタチ）</p>	<p>鳥獣判別能力をさほど持ち合わせない狩猟者もいるため、チョウセンイタチを雌雄ともに狩猟鳥獣とすべきでない。</p>	1	<p>狩猟者に対し、チョウセンイタチの雌雄の見分け方を含む狩猟鳥獣判別方法を整理した情報提供媒体を狩猟者登録時等に提供する予定であり、それにより補助を行います。 なお、捕獲の際は、確実に狩猟鳥獣であると判別できない段階においては発砲を行わない等の措置が従前から求められており、チョウセンイタチに限らず、狩猟鳥獣の判別能力は狩猟者にとって当然求められるものです。</p>

意見 NO.	対応する案件	意見の概要	件数	回答
7	その他	<p>特定外来生物である外来鳥獣（キョン、ハリネズミ類、チメドリ類）や日本に近縁種がない外来鳥獣（オウム類）は狩猟鳥獣としては。</p>	1	<p>定着初期（※）の外来鳥獣について、特に外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていない場合、狩猟鳥獣にすることにより定着域外で放獣される可能性が否定できず、放獣された場合はその他の鳥獣や生態系への悪影響が生じるおそれがあること、また、特に特定外来生物は外来生物法に基づく防除等により、根絶等を目的として、組織的・計画的な捕獲等を推進する必要があることから、新規指定については慎重に取り扱う。</p> <p>※国内（又は対象地域）への定着が一部地域のもの（定着後の年数は長い、潜在的に定着可能な地域に対して分布が限定的なものを含む）（※参照 外来種被害防止行動計画（平成27年3月26日 環境省、農林水産省、国土交通省）</p>

8	その他	特定外来生物であるキョンを狩猟鳥獣としては。	<p>2</p> <p>定着初期の外来種については、組織的・計画的な捕獲等を実施することにより、根絶を目指した取組を行うことが重要です。房総半島におけるキョンについても、千葉県が中心となって、キョンの生息数が増加し、分布が拡大している状況を分析した上で、キョンを房総半島に封じ込める、または根絶を目指す、組織的かつ計画的な戦略を策定する必要があると考えています。千葉県からも、狩猟鳥獣を望む意見がありましたが、今回は、それらの具体的な戦略が確認できませんでした。</p> <p>また、外来鳥獣の戦略的な封じ込めや根絶に向けて、狩猟が有効であった事例がなく、無秩序な狩猟が分布域を拡散させるおそれもあります。そうしたことを踏まえ、狩猟鳥獣にすることにより、どのように有効な施策としていくのかの具体的な手法が示されていません。</p> <p>以上の理由から、今回キョンを狩猟鳥獣にすることは見送ることとしました。</p> <p>なお、引き続き千葉県と協議し、これらについて確認し、キョンの封じ込めや根絶に向けた体制とその運用が確認できれば、5年後の見直し時期にかかわらず、環境省は速やかに中央環境審議会にキョンの狩猟鳥獣化を諮問することを考えています。</p>
9	その他	狩猟鳥獣のうち、漁業、農業被害を多く与える種ではない鳥獣は外すべきでは。	<p>1</p> <p>狩猟鳥獣は害性の有無だけでなく、狩猟者等の要請、生息状況等科学的側面や社会的な側面も含め総合的に検討することとしています。</p> <p>以上の観点を踏まえ、種ごとに個別に検討を行ってまいります。</p> <p>なお、今回の見直しに向けた有識者との検討会において、狩猟鳥獣のあり方そのものについては整理が必要であるとの指摘があり、これを受け環境省では、今後、狩猟鳥獣のあり方の検討を進めていく考えです。</p>

10	その他	ヤマシギをレッドデータブック等に指定している都道府県は多いため、ヤマシギを狩猟鳥獣から外すべきでは。	1	<p>最新の捕獲数（平成25年度）は500羽を切っていますが、環境省レッドリストには掲載されていないこと等、規制の変更を要するほどの特段の状況の変化は認められないと考えられることから、現行規制を継続しつつ、平成26年度に策定した「ヤマシギ（越冬期）調査マニュアル」を用いた都道府県等によるモニタリングを推進し実態把握を進めます。</p> <p>また、特定の都道府県において当該鳥獣（特に絶滅のおそれのある地域個体群又は情報が不足している地域個体群）の保護に悪影響がある場合には、都道府県知事による捕獲の禁止措置により対応することが可能です。</p>
11	その他	オオバンが増えているが、害性はないことから有害鳥獣捕獲はできないので、オオバンを狩猟鳥獣にすることで、狩猟による捕獲圧をかけてはどうか。	1	<p>狩猟鳥獣は個体数だけでなく、狩猟者等の要請、生息状況等科学的側面や社会的な側面も含め総合的に検討することとしています。</p> <p>以上の観点を踏まえ、種ごとに個別に検討を行ってまいります。</p> <p>なお、今回の見直しに向けた有識者との検討会において、狩猟鳥獣のあり方そのものについては整理が必要であるとの指摘があり、これを受け環境省では、今後、狩猟鳥獣のあり方の検討を進めていく考えです。</p>

意見 NO.	対応する案件	意見の概要	件数	回答
12	その他	非狩猟鳥との誤認が危惧される狩猟鳥（コガモ、タシギ、ヤマシギ等）は狩猟鳥獣の指定の解除を検討してはどうか。	2	<p>捕獲の際は、確実に狩猟鳥獣であると判別できない段階においては発砲を行わない等の措置が従前から求められており、狩猟鳥獣の判別能力は狩猟者にとって当然求められるものです。</p> <p>なお、環境省では、狩猟者に対し、判別の難しい鳥獣の見分け方を含む狩猟鳥獣判別方法を整理した情報提供媒体を狩猟者登録時等に提供する予定であり、それにより補助を行います。</p> <p>また、今回の見直しに向けた有識者との検討会において、狩猟鳥獣のあり方そのものについては整理が必要であるとの指摘があり、これを受け環境省では、今後、狩猟鳥獣のあり方の検討を進めていく考えです。</p>
13	その他	非狩猟鳥との誤認捕獲が生じていることを踏まえ、害性のある鳥類以外は狩猟鳥からはずすべきではないか。	2	<p>捕獲の際は、確実に狩猟鳥獣であると判別できない段階においては発砲を行わない等の措置が従前から求められており、狩猟鳥獣の判別能力は狩猟者にとって当然求められるものです。</p> <p>なお、環境省では、狩猟者に対し、判別の難しい鳥獣の見分け方を含む狩猟鳥獣判別方法を整理した情報提供媒体を狩猟者登録時等に提供する予定であり、それにより補助を行います。</p> <p>また、今回の見直しに向けた有識者との検討会において、狩猟鳥獣のあり方そのものについては整理が必要であるとの指摘があり、これを受け環境省では、今後、狩猟鳥獣のあり方の検討を進めていく考えです。</p>